

## 「統括医療法人（仮称）」制度の提案

2014年6月27日

公益社団法人 日本医師会

- 2014年度から運用が始まる病床機能報告制度による情報を活用して、2015年度以降、地域医療構想（ビジョン）を策定し、医療機能の分化・連携を推進する。
- 日本の医療を担ってきた地域の医療機関が、地域包括ケアシステムの構築にむけてさらにその機能を発揮できるよう、健全な育成を推進する。
- 以上の実現にむけて、日本医師会は、非営利原則を堅持しつつ、地域の医療機関が有機的に連携できるよう「統括医療法人（仮称）」制度を提案する。

## 1. 統括医療法人のイメージ

- 医療法に基づく医療法人の一類型である。理事長は、原則として医師とする。統括医療法人の社員は、参加法人、及び個人立病院・個人立診療所の開設者とする。
- 参加法人は、医療法人または社会福祉法人であること。なお、社会福祉法人は、病院、診療所または介護老人保健施設を開設している者に限る。
- 社員総会の議決権は、拠出・出資額、規模等にかかわらず一社員一票とする。一社員一票のため、参加法人の関係者（役職員、親族等）は社員になることはできない。
- 特定の企業の影響下にある参加法人及び個人は、統括医療法人の社員になることはできない。
- 統括医療法人は配当を行ってはならない。また、統括医療法人と参加法人との間、及び参加法人間で資金を融通する場合において、剰余金等の配当とみなされる行為を行ってはならない。
- 統括医療法人は、地域医療ビジョン及び「協議の場」の結果に従い、

1 またそのカバーする範囲は、当該法人が立地する地域医療ビジョンの  
2 構想区域とする。

- 3 ● 大学法人は統括医療法人を設立することはできない。また、国立病院  
4 機構や公的医療機関等が参加する場合には、本部機能から切り離す。

5

6

## 7 2. 統括医療法人の地域における非営利性の確保

- 8 ● 統括医療法人の設立・拡大にあたり、外資を含む金融機関等が深く関  
9 与し、実質的に支配されることがないよう、行政、地域の関係者等が  
10 監視・評価できるよう仕組みを設ける。また、医療機関の不動産等を  
11 担保とした資金調達により、統括医療法人の拡大戦略に走るようなこ  
12 とは、地域医療の安定的確保の観点から認められない。
- 13 ● 都道府県知事は、統括医療法人及びその参加法人が営利性の高い特定  
14 の者と関係が強いと認められる場合など、要件を満たさないときは設  
15 立を認可しない。
- 16 ● 都道府県知事は、統括医療法人及び参加法人が営利性の高い特定の者  
17 と関係を持つようになった場合、設立認可の取消の他、解散を要請す  
18 ることや、役員解任等の必要な措置をとることを命じることができる。  
19 さらに、それに従わない場合は業務停止命令等ができる。
- 20 ● 統括医療法人は、医療法人会計基準の「関連当事者」に関する規定の  
21 開示を行う。

22 関連当事者とは<sup>1</sup>

23 イ 関係法人(当該医療法人の役員職員等が他の法人の意思決定機関の  
24 過半数を構成する場合の他の法人、他の法人の役員職員等が当該医  
25 療法人の意思決定機関の過半数を構成する場合の他の法人、当該医  
26 療法人と他の法人のいずれか一方が他方の資金調達額の過半の融  
27 資(債務保証を含む。)を行っている場合の他の法人又は当該医療  
28 法人と他の法人のいずれか一方が他方の意思決定に関する重要な

---

<sup>1</sup>四病院団体協議会（会計基準策定小委員会）が取りまとめた「医療法人会計基準に関する検討報告書」  
2 医療法人会計基準（3）医療法人会計基準注解<注20> 関連当事者との取引の記載範囲について

- 1 契約を有する場合の他の法人を言う。以下同じ。)
- 2 ロ 当該医療法人と同一の関係法人をもつ法人
- 3 ハ 当該医療法人の役員及びその近親者(配偶者及び二親等内の親族を  
4 言う。以下同じ。)
- 5 二 当該医療法人の役員及びその近親者が支配している法人
- 6 ● 統括医療法人は、株式会社を設立すること、株式会社の株主となるこ  
7 とはできない。

10 **3. 統括医療法人の適正な運営の確保**

- 11 ● 統括医療法人の設立・合併・解散は、都道府県知事が認可する。知事は、  
12 認可・不認可の決定に当たり、都道府県医療審議会の意見聴取だけでは  
13 なく、その審議結果及び「協議の場」の結果を最大限に尊重する。また、  
14 地域医療ビジョン、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に  
15 関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画も考慮する。
- 16 ● 地域の関係者で構成する委員会を設け、必要に応じて、その建議により  
17 医療審議会の審議事項とする仕組みを設ける。
- 18 ● 統括医療法人の設立後も、地域医療ビジョンの実現のため、地域医師会  
19 も参画する「協議の場」において統括医療法人の事業運営状況を評価す  
20 る仕組みを設ける。また統括医療法人には、事業運営に当たり、「協議の  
21 場」の協議結果の遵守を求める。
- 22 ● 外部監査を義務づける。
- 23 ● 地域住民等からの開示請求いかんにかかわらず、財務諸表や事業報告書  
24 等を、ホームページを含めて常時閲覧できるようにする。
- 25 ● 統括医療法人が財団の場合は、評議員に地域の関係者代表を加える。
- 26 ● 統括医療法人自体は、病院、診療所、介護老人保健施設を経営しない。

# 統括医療法人(仮称)のイメージ

統括医療法人には、地域医療ビジョン、地域医師会も参画する「協議の場」の協議結果の遵守を求める。

